

名古屋市立日比津小学校インターネット利用に関する校内規定

平成15年10月1日

1 目的

この校内規定は、名古屋市立日比津小学校（以下「本校」という）の教育活動をより効果的に行うために、インターネット上への情報発信の在り方を示すとともに、児童、教師、及び保護者の人権を尊重し、安全かつ有効な情報発信に努めるために定める。

2 責任範囲

校長は、本校のホームページに掲載された情報についての責任を負う。

3 インターネット運用管理委員会の設置と情報発信の取り扱い

- (1) 校長は、インターネットの適切な利用を図るため、校内にインターネット運用委員会（以下、「委員会」という）を設ける。委員会の委員の中から、「ホームページ担当者」を選任する。
- (2) ホームページ担当者は、校内ホームページの作成・管理等を行う。
- (3) ホームページ担当者は、作成したホームページの内容を一般に公開する前に、校長の決裁を受ける。

4 ホームページの公開

本校のホームページ公開は、本校の行事内容・予定等を保護者及び地域住民に公開し、教育活動の理解・協力を得ることを目的とする。

5 ホームページの更新

ホームページの内容については、校長の指導の下に、委員会で協議し、よりよい情報発信ができるように、検討を加え、新しい情報に更新するものとする。

6 個人情報の保護

インターネット上に情報を発信するときは、児童の個人情報、肖像権、及び児童の著作権の保護に努める。

- (1) 児童の個人情報とは、児童個人が特定できる情報（氏名・住所・電話番号・写真・所属等）及びその児童に関する情報（成績・身体的特徴・家庭環境・健康状態等）を指す。

- (2) インターネット上には、みだりに個人情報を発信しない。
- (3) インターネット上に個人情報を発信する際には、児童本人、及び保護者の確認をとる。
- (4) 児童本人または保護者から発信内容の訂正、または取り消しの要望を受けた場合は、速やかに発信内容を変更し、児童本人または保護者に報告する。
- (5) 教育委員会もしくはその他の組織・団体・または個人から学校の発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに適切な処理を行う。

7 発信内容の制限

本校がインターネット上で発信する内容について、インターネット接続環境にない保護者及び児童にも、その内容を提供するように努める。保護者からの要請があれば、直ちにその内容を提示するとともに、授業参観・学級懇談会等で保護者が来校する機会には、ホームページの内容を提示するように努める。

8 情報モラルについての指導

本校ホームページにおいて、教育的モラルやネットワークモラルに反した利用や個人情報発信など、教育目標からはずれた利用は固く禁止する。著作権、知的所有権、個人情報の保護、他者への配慮等、情報モラルについて、児童に十分認識させるための指導を行う。